

本説明書および当社電気供給約款の内容をよくご確認ください。

電気需給契約サービス内容説明書

- 富永商事株式会社（以下、「当社」とします。）が小売電気事業者である株式会社イーセルとの取次契約に基づき、お客様と電気需給契約を締結します。
- 本説明書は当社の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しては、必ずお読みください。また、詳細は当社電気供給約款に定めていますのでこちらもご確認ください。電気供給約款は当社のホームページに掲載しております。

小売電気事業者名

株式会社イーセル

（小売電気事業者登録番号：A0008）

代表取締役社長 田中 稔道

〒733-0842 広島県広島市西区井口5丁目6-4

ホームページアドレス：<https://e-sell.co.jp/>

お問い合わせ先

富永商事株式会社

☎082-823-2196（ガイダンス2番）

平日 9:00～17:00

- ご契約内容の確認、変更、訂正、解約、お引越しに関するお問い合わせ
- その他、ご契約内容全般に関する各種お問い合わせ

〒736-0021 広島県安芸郡海田町成本8-7

ホームページアドレス：<https://tominaga-shouji.co.jp/>

1. 申し込み方法、使用開始日、契約期間、解約日

（1）申し込み方法

- 本説明書の内容をご理解いただいた上で、当社の所定の申込み方法にて、ご契約者ご本人がお申し込み下さい。
- 他の小売電気事業者から当社に電気需給契約を切り替える場合、現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによる小売電気事業者への解約手続きは不要です。

（2）使用開始日

- 他社からの切り替えの場合

お申し込み後、当社にて現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替え手続きを実施します。手続き完了後の検針日またはその次の検針日から使用開始となります。

- 引越し（転入）の場合

お客さまが希望する日となります。ただし、手続きの関係でご希望に添えない場合があります。なお、当社とのご契約前から既に電気を使用している場合は、その使用を開始した日が使用開始日となります。引越しに伴うお手続きは、引越し予定日の5営業日前までに当社までご連絡ください。

（3）契約期間

- 契約期間は使用開始日から電気需給契約を解約した日までとなります。

（4）解約日

- 解約日は、当社の解約手続きが完了した日となります。なお、遡りのご解約はできません。

2. 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

（1）検針日、計量方法

- 検針日は所轄の一般送配電事業者の定めによります。
- 使用電力量の計量は、1か月毎にお客さまが電気を使用される場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、単に「一般送配電事業者」といいます）が計量器によって計量した値とします。

（2）料金の算定方法

- 基本料金は原則1か月として計算しますが、電気需給契約の解約などの理由により、該当する月の日数を割った場合、日割計算とします。
- 電気料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。
- その他、料金の算定方法の詳細は当社の電気供給約款の定めによります。

（3）料金における注意事項

- 電気料金は、基本料金または従量料金および法令にもとづく再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に、電源調達調整額を加算したものとします。
- 電源調達調整額では、一般社団法人日本卸電力取引所（以後「JEPX」といいます。）の平均市場価格を電気料金に一部反映しますが、JEPXの平均市場価格が安価になる場合は、電源調達調整がマイナス調整されることにより電気料金が安くなる一方、JEPXの平均市場価格が高騰した場合、プラス調整されることにより電気料金が大幅に高くなるおそれがあります。

3. 料金その他の支払方法、支払期限

（1）料金その他の支払方法

- 電気料金等は毎月、当社が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします）。
- 電気料金等の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、当社が指定した様式により、口座振替を選択し、あらかじめお手続きいただきます。口座情報の登録が認められない際は、当社のタイミングでお手続き書面を送付させていただく場合があります。
- 1か月のお客さまの電気料金等が1,000円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払いいただくことがあります。
- 電気料金等を二重でお支払いいただいた場合には、多くいただいた料金は、未払いの電気料金等、翌月以降の電気料金等の順で充当いたします。

＜口座振替（お客さま指定の金融機関から引落）＞

- 初回のご請求までに口座情報が登録されない場合は口座振込となります。なお、手数料はお客さま負担となります。
- 振替口座を変更される場合、手続きが完了するまでは口座振込となります。なお、手数料はお客さま負担となります。
- 口座振替の場合、口座振替日は毎月の料金算定日の翌月20日（金融機関休業日の場合、翌営業日）となります。

＜電気料金のお知らせ＞

- 郵送でお知らせをいたします。

＜領収書＞

- 領収書の発行はされません。

（2）支払期限

- 電気料金等の支払期日（期限）は原則として料金算定日の翌日から30日後とします。支払期日から起算し15日以内に電気料金等が支払われなかった場合、未払い料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10%の率で遅延利息を加算した金額をお支払いいただきます（遅延利息は支払期限の日の翌日から発生し、日割り計算といたします）。ただし、支払期日から起算して15日以内に電気料金等が支払われた場合には遅延利息は発生しません。

4. 電気需給契約の解約

（1）お客さまからの解約

- お客さまの意向で当社から別の小売電気事業者へ切り替える場合、電気需給契約の解約手続きは、新たな小売電気事業者が行いますので、お客さまから当社にご連絡いただく必要はございません。
- 電気需給契約の解約に伴う違約金等は発生いたしません。ただし、新設後1年未満で解約の場合には、一般送配電事業者の託送供給約款に基づき工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただきます。

（2）当社からの解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、お客さまの電気需給契約を解約することができます。この場合、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- お客さまが支払期日を経過してなお、電気料金を支払われない場合

- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の代金（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- ・その他、当社の電気供給約款に基づき当社が必要と判断した場合

(3)特定小売供給のお申し込み

当社との電気需給契約の解約後、お客さまが他の小売電気事業者から電気供給を受けられない場合、一般送配電事業者による電気供給の停止の可能性があります。お客さまによる一般送配電事業者への特定小売供給（電気供給）のお申し込みが必要です。

5. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前の承諾

お客さまが当社へ電気需給契約をお申し込みいただくにあたり、当社の電気供給約款の内容を事前にご承諾いただきます（電気供給約款は当社のホームページに掲載しております）。また、当社は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、変更後の電気供給約款は、実施期日までに相当な予告期間をおいて当社が適切と判断する方法によりお知らせいたします。

6. 供給電気方式、供給電圧および周波数

エリア	中部（富士川以西）、近畿、北陸、中国、四国、九州	
供給電気方式	交流単相2線式	交流単相3線式
供給電圧	100V	100Vまたは200V
周波数	60Hz	

7. 契約電流、契約容量および契約電力

現在小売電気事業者とご契約中の契約電流、契約容量および契約電力によりご契約のお申し込みをお願いいたします。ご契約可能な対象については「電気料金単価表(税込)」をご覧ください。

・契約電流、契約容量または契約電力の変更を希望される場合は、以下のいずれかによりお手続きください。

- ①当社へのお申し込み前に現在ご契約中の小売電気事業者で変更手続きを完了する
- ②当社とのご契約完了後に契約内容変更のお申し込みをする
(②は当社へご連絡ください)

8. 託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社へお申し込みいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下需要家の責任に関する事項を遵守していただくことを事前に承諾していただく必要があります。

- ・電力供給を行うにあたり必要な工事を行うために一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立入り許可の承諾などの協力をさせていただきます。
- ・一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さま、または一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがあります。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

9. 電気料金債権の譲渡

当社はお客さまとの電気需給契約における料金債権を譲渡することができます。なお、料金債権の譲渡にあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、債権譲渡の対象となったお客さまの料金は、「3. 料金その他の支払方法、支払期限」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

10. 支払証明書の発行

お客さまが電気需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合は、当社にて発行して郵送いたします。

11. 個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は当社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは当社の重要な社会的責務と認識しております。したがって、当社は事業活動を通じて取得する個人情報を、当社のホームページに掲載の個人情報保護方針に従って取り扱います。

12. お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するための手続きを実施するにあたり、当社はお客さまの情報を関係事業者と共同利用する場合があります。共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては、当社ホームページに掲載の個人情報保護方針を参照ください。

13. 工事費等の負担

お客さまのご希望で発生する工事については、一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがあります。

14. 原子力立地給付金の取扱い

- ・一般財団法人電源地域振興センターは原子力発電施設等の周辺地域にお住いのお客さま、企業等に原子力立地給付金の交付を行っています。
- ・原子力立地給付金の交付対象地域は、原子力発電施設等の所在市町村、特定の隣接市町村、隣接市町村で、交付単価は原子力発電施設等の設備能力等によって決められています。
- ・原子力立地給付金を給付されているお客さまは、当社とご契約後も給付の対象となります。
- ・給付金の交付は電源地域振興センターがお客さまに直接行います。
- ・お客さまから当社給付対象である旨をお申し出いただく必要はございませんが、お客さまのご契約情報を必要に応じて電源地域振興センターに共有いたします。
- ・給付金のお支払は、毎年3月末（予定）です。

15. スマートメーターの交換、その他工事費用、停電

- ・スマートメーターは一般送配電事業者から請け負った工事会社が設置します。工事日については事前に工事会社よりお客さまに連絡があります。
- ・スマートメーターへの交換は無料です。
- ・当社ではスマートメーターの設置工事、交換工事は実施いたしません。

該当エリア	停電の発生	停電時間(目安)	工事連絡	
			連絡方法	連絡元
中国エリア	あり	約15分	電話	一般送配電事業者またはその委託先工事会社

電気料金の計算方法

電気料金は、①基本料金（最低月額利用料金または基本料金額に供給した日数を乗じ、検針日の前日が属する月の暦日数で除した金額）と②その月の電力使用量に応じた電力量料金の合計に、③再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた料金となります。また、電力量料金には平均市場価格の変動に応じた「電源調達調整額」を加算いたします。なお、一部プランにおいて、算定された電力量料金の合計が最低利用料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低利用料金、電源調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

電気料金単価表(税込)

中国エリア			
トミナガ従量電 灯 A	基本料金	1 契約	1,210 円 00 銭(税込)
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の 240kWhまで	20 円 35 銭(税込)
		241kWhから	25 円 30 銭(税込)
トミナガ従量電 灯 B	基本料金	1 契約	254 円 60 銭(税込)
	電力量料金	1kWhあたり	24 円 76 銭(税込)
	最低利用料金	1 契約	7,000 円 00 銭(税込)
トミナガ低圧電 力	固定基本料金	1 契約	1,020 円 00 銭(税込)
	基本料金	1kW	733 円 30 銭(税込)
	電力量料金	夏季(1kWhあたり) その他季(1kWhあたり)	19 円 05 銭(税込) 17 円 20 銭(税込)

【クーリングオフに関する事項】

(1)お客様が訪問販売および電話勧説でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電子メール等によるお申し出(下記(4)参照)により、無条件でお申し込みの撤回又は電気需給契約の解除を行うこと(以下、「クーリングオフ」といいます)ができ、その効力はお客様が書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

ただし、訪問販売において、その場でお申し込みをせず、後日申込書の郵送でお申し込みをされた場合、又は受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合、さらに、電話勧説によって受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。

なお、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が、3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。

(2)この場合、お客様は、

・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。

・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。

・商品を使用もしくは消費し、または権利行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。

・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3)上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

(4)クーリングオフは、ハガキ等に必要事項をご記入のうえ、富永商事株式会社宛てに郵送する(下図参照)か、電子メールに必要事項をご記載のうえ、office@tominaga-shouji.co.jp宛てに送信する方法で行ってください。

※郵送の場合は、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客様までご負担となります。

